

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○宮城県議会定例会の招集	(財政課)	一
○国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	一
○平成三十年宮城県告示第八十二号(消費生活センターの設置)の一部改正	(消費生活・文化課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	二
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(同)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	二
○土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出事項の異動届		三
○政治団体の解散届		三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)		五
○資金管理団体の届出事項の異動届		六
○資金管理団体の指定取消し等の届出		六
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		七

ページ

公安委員会

○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施

収用委員会

○石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園1号事件審理の開催
○石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園1号事件公示による通知

告 示

○宮城県告示第八百四十四号

平成三十年九月十八日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。
平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百四十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

東松島市

二 調査を行った時期

平成二十六年年度から平成二十九年年度まで

三 成果の名称

東松島市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

東松島市野蒜字上山の坊の一部、同字宇津の一部、大塚字大東の一部

五 認証年月日

平成三十年九月五日

○宮城県告示第八百四十六号

平成三十年宮城県告示第八十二号(消費生活センターの設置)の一部を次のように改正し、平成三十年九月十一日から施行する。
平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称、住所、消費生活センターの事務を行う日及び時間の表宮城県東部地方振興事務所（宮城県東部地方振興事務所県民サービスセンター）の項中「石巻市蛇田字新沼田十二番地四街区一画地」を「石巻市あゆみ野五丁目七番地」に改める。

○宮城県告示第八百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇七〇〇四九六	ラ・フレイズ 名取市大手町五丁目十二番地一	就労継続支援 A 型	一般社団法人 こねくと	平成三十年九月一日

○宮城県告示第八百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営七ヶ宿東部地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年九月十一日から平成三十年十月十二日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第八百四十九号

県営千刈江地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））変更計画を定めた

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年九月十一日から平成三十年十月十二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第八百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前	後	前	後			
石巻市長面字江畑十二番地先から 同市長面字江畑一番一地先まで		五・〇 六・三	五・五 二・〇	二二九・八	一三四・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市長面字江畑十二番地先から同市長面字江畑一番一地先まで	平成三十年九月十一日

○宮城県告示第八百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成三十年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
大和町吉岡南第二土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目一番地の一
- 三 解散事由
事業の完成
- 四 解散認可の年月日
平成三十年九月五日

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	異動年月日
国民民主党宮城県第3区総支部	桜井 充	国会議員関係政治団体の区分	平成三十年八月六日

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
国民民主党宮城県第3区総支部	桜井 充	国会議員関係政治団体の区分	平成三十年八月六日
国民民主党宮城県第3区総支部	須藤 哲	国会議員関係政治団体の区分	平成三十年八月六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
いさわさだおを囲む会	星 兼二	代表者の氏名	平成三十年八月六日
郡和子の会	和子	主たる事務所の所在地	平成三十年八月一日

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
宮城県商工政治連盟	大友 浩幸	主たる事務所の所在地	平成三十年五月二十三日
岩沼支部	大友 浩幸	代表者の氏名	平成三十年五月二十三日

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動年月日
岩沼支部	大友 浩幸	代表者の氏名	平成三十年五月二十三日
岩沼支部	小野 宏明	代表者の氏名	平成三十年五月二十三日
岩沼支部	永井 敏彦	代表者の氏名	平成三十年五月二十三日

○宮選管告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成三十年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

<p>佐藤きょうこ後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 筐子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 東松島市議会議員 報告年月日 30. 3. 23 (30. 8. 27解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>(その他の政治団体) さいとうただし後援会 報告年月日 30. 3. 6 (30. 8. 6解散)</p> <p>1 収入総額 91,215 前年繰越額 91,215</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○阿部眞樹市長後援会 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成三十年九月十一日 宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p> <p>(政党の支部) 民進党宮城県第5区総支部 国会議員関係政治団体の区分 第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 安住 淳 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 30. 8. 2 (30. 7. 17解散)</p> <p>1 収入総額 18,161,843 前年繰越額 11,661,778 本年収入額 6,500,065</p> <p>2 支出総額 18,161,843</p> <p>3 本年収入の内訳</p>	<p>寄附 個人分 1,000,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 2,000,000 民進党本部 2,000,000 その他の収入 3,500,065 車輛代 3,500,000 一件十万円未満のもの 65</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 9,395,676 人件費 6,381,330 光熱水費 193,490 備品・消耗品費 1,883,627 事務所費 937,229</p> <p>政治活動費 8,766,167 組織活動費 171,760 機関紙誌の発行その他の事業費 4,072,467 宣伝事業費 4,072,467 寄附・交付金 3,521,940 その他の経費 1,000,000</p> <p>5 寄附の内訳 [(個人分)] 安住 淳 1,000,000 石巻市 (資金管理団体) 伊藤まさる後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 伊藤 勝 資金管理団体の届出に係る公職の種類 大和町議会議員 報告年月日 30. 8. 28 (30. 8. 27解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>佐藤きょうこ後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 筐子</p>
--	--

資金管理団体の届出に係る公職の種類 東松島市議会議員
報告年月日 30. 8. 28 (30. 8. 27解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

(その他の政治団体)

さいとうただし後援会
報告年月日 30. 8. 16 (30. 8. 6解散)

1 収入総額 91,215
前年繰越額 91,215

2 支出総額 91,215

3 支出の内訳
政治活動費 91,215
組織活動費 91,215

○宮選管告示第百一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成三十年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

郡 和子 郡和子の会 主たる事務 仙台市青葉区錦町 仙台市青葉区二日 平成三十年八月一日

○宮選管告示第百二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

平成三十年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

伊藤 勝 伊藤まさる後援会 平成三十年八月二十七日

佐藤 筐子 佐藤きょうこ後援会 平成三十年八月二十七日

○宮選管告示第百三号

平成三十年九月三日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、八五四

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四二、八三六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	八 一、八 六 五	岩 沼 選 挙 区	一 二、一 八 八
宮 城 野 選 挙 区	五 二、八 九 九	登 米 選 挙 区	二 二、八 九 〇
若 林 選 挙 区	三 八、〇 一 三	栗 原 選 挙 区	一 九、九 二 五
太 白 選 挙 区	六 三、九 一 九	東 松 島 選 挙 区	一 一、二 二 九
泉 選 挙 区	五 九、九 八 六	大 崎 選 挙 区	三 六、八 九 五
石 卷・牡 鹿 選 挙 区	四 三、三 四 一	柴 田 選 挙 区	一 三、一 〇 〇
塩 釜 選 挙 区	一 五、六 六 三	亘 理 選 挙 区	一 三、一 六 〇
気 仙 沼・本 吉 選 挙 区	二 二、四 四 二	宮 城 選 挙 区	一 四、〇 四 二

白石・刈田選挙区 一三、八二八 富谷・黒川選挙区 二五、三八三
 名取選挙区 二二、二一七 加美選挙区 八、六八五
 角田・伊具選挙区 一一、四七〇 遠田選挙区 一一、八〇四
 多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、六二七

○宮城警告示第百四号

平成三十年九月三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四二、八三六

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成30年9月11日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 検定に係る警備業務の種類及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 学科試験及び実技試験の一部

平成30年12月10日（月）午前9時30分から

※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施（負傷者の救護、護身方法）

(2) 実技試験

平成30年12月17日（月）空港保安警備業務1級及び2級

平成30年12月18日（火）施設警備業務1級及び2級

平成30年12月19日（水）交通誘導警備業務1級及び2級

平成30年12月20日（木）雑踏警備業務1級及び2級

平成30年12月21日（金）貴重品運搬警備業務1級及び2級

平成30年12月25日（火）核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級

※上記各実施日について午前9時30分から

3 実施場所

(1) 学科試験及び実技試験の一部

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県警察本部

(2) 実技試験

宮城県多賀城市明月2-2-1

ポリアクセセンター宮城多賀城実習場

4 受検人員

当該警備業務各種別の1級及び2級全体で30人

5 受検対象者

警 備 公 城 県

<p>(1) 当該警備業務各1級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が受検申込日において1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>(2) 当該警備業務各2級 宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容 当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記5の受検対象者に該当する項目について聴取）。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 平成30年11月5日（月）から同月9日（金）までの5日間（11月5日から8日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）とする。 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>8 受検申請手続 事前申込みを行い予約番号を取得した方は、次により申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 申請受付期間 平成30年11月12日（月）から同月16日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申請書の提出先 事前申込みの際に指定された警察署生活安全課で受付すること。 なお、郵送による提出は受け付けないこととする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通</p>	<p>イ 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>エ 前記5-(1)ーアに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)ーアに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>オ 前記5-(1)ーイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通</p> <p>カ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。） 2葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、</p> <p>ア 空港保安警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>イ 施設警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>ウ 雑踏警備業務1級及び2級 13,000円</p> <p>エ 交通誘導警備業務1級及び2級 14,000円</p> <p>オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級 16,000円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>9 検定の実施に関し必要な事項 検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>10 その他 検定に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号022-221-7171 内線3054・3055</p>
<p>収用委員会</p>	

○宮城県収用委員会告示第13号

宮城県起業の石巻広域都市計画公園事業 9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園に係る土地収用事件（石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園1号事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成30年 9月11日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日時 平成30年10月1日（月）午後2時30分から
 - 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
 - 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等
- 宮城県収用委員会告示第14号

石巻広域都市計画南浜津波復興祈念公園1号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

平成30年 9月11日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 通知すべき書類
平成30年 9月 4日付け宮収第11号 審理の開始についての通知書
- 2 通知を受けるべき者
佐々木卯兵エ 住所・常居所不明